

学校法人桐丘学園 役員及び評議員の報酬等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人桐丘学園（以下「学園」という。）の寄附行為第58条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬ならびに旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 教職員理事とは、学園の教職員（学長、校長を含む）としての給与を支給している理事をいう。教職員が理事となったときは、教職員としての身分は継続し、理事在任期間は教職員としての勤続年数に加える。
- (3) 非常勤理事とは、前号以外の理事をいう。
- (4) 役員の報酬とは、報酬、その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、教職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）および手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員には、報酬を支給するものとする。

(報酬額の算定方法)

第4条 役員及び評議員に対する報酬額は、別表第1のとおりとする。

- 2 役員及び評議員の年度途中における就任、退任、解任の場合の報酬額については、月割計算（千円未満は切り上げ）とする。また、役員の在任期間に1ヶ月未満の端数がある場合には、その端数を切り上げるものとする。
- 3 役員の職務実績に応じて特別報酬を支給することができる。支給額は、別表第2のとおりとする。

(賞与の支給)

第5条 役員及び評議員に対する賞与は支給しない。

(退任慰労金の支給)

第6条 役員及び評議員に対する退任慰労金は支給しない。

(報酬の支給方法)

- 第7条 役員及び評議員に対する報酬は、年度末に一括で現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第8条 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。旅費の額は、

別表第 3 のとおりとする。ただし、教職員理事が「出張に関する旅費規程」による旅費を支給される場合には支給しない。

2 海外の出張については、その都度、審議の上、支給額は、理事長が決定する。

3 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、その都度、審議の上、支給額は、理事長が決定する。

(公表)

第 9 条 学園は、この規則をもって、私立学校法第 63 条の 2 第 4 号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(補則)

第 10 条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。なお、この規則の施行に伴い現行の「学校法人 桐丘学園 役員報酬規程」および「学校法人 桐丘学園 役員退職報酬支給規程」は廃止する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

役 職 名	報 酬 額
理 事 長	年 額 25 万円
役 員	年 額 15 万円
評 議 員	年 額 5 万円

別表第2（第4条第3項関係）

特 別 報 酬	支給額は、職務実績に応じて、理事長が決定する。
---------	-------------------------

別表第3（第8条第1項関係）

公共交通機関の場合	理事長	理事長以外の役員
鉄 道 ¹	グリーン車	
新幹線および在来線特急	乗車距離 50 km 以上で利用可 座席指定券を購入した場合、領収書を提出した場合に限り、座席指定料金を支給	
タ ク シ ー	可（他の代替手段がない場合）	
航空機（空港間の直線距離が 500 km 以上で利用可）	ファーストクラス	ビジネスクラス

自動車利用の場合	理事長	理事長以外の役員
公 用 車	支給しない	
自 家 用 車 ²	その利用に合理性があると認められる場合、 理事長決裁において、走行 1km につき 15 円 ³ を支給する	
駐 車 場 使 用 料	校務出張で、車両から公共交通機関に乘換える際にやむを得ず近郊の有料駐車場 を利用した場合、一日あたり 1,000 円を上限として駐車場料金を実費支給する。 ※必ず領収書を添付すること。	

日 当 ⁴	理事長	理事長以外の役員
5 時 間 未 満	原則として支給しない	
在 勤 地 を 基 点 と し て 半 径 3 0 k m 未 満		
群 馬 県 内		
上記以外で、5 時間以上 8 時間未満	2,500 円	1,500 円
上 記 以 外 で 、 8 時 間 以 上	5,000 円	3,000 円
高 速 道 路 等 利 用 料	片道 50 km 以上で、その利用に合理性があると認められる場合、理事長決裁に おいて実費を支給することができる。 ※必ず「利用証明書」を添付すること。	

宿泊費上限 （右欄に定める金額を上限とし、 実費を支給する）	理事長	理事長以外の役員
日 本 国 内	45,000 円	30,000 円

備考：1 鉄道の経路・料金については、ウェブサイト「YAHOO! JAPAN 路線情報 乗換案内」(<https://transit.yahoo.co.jp>)
を参照し事務局において算出する。

2 自家用車の利用経路については、ウェブサイト「マップファン ウェブ」(<http://www.mapfan.com/>) を参照し、事務局
において最短距離を算出し支給する。

3 km あたりの支給額については、石油燃料小売価格を参照し事務局が定める。急激な価格変動が認められる場合には、
適宜改定する。

4 時間については、移動時間を含めるものとし、経路については2の「自家用車の利用経路」に準ずる。